

令和5年度 自然災害発生時の本校の対応について

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力賜り、心より感謝申し上げます。自然災害発生時の対応について確認をさせていただきます。地震・風水害等自然災害発生時の本校の対応は、下記の通りです。よろしくお願いいたします。

1 大地震発生時

市内で**震度5弱**以上の地震発生時、以下のように対応します。

- (1) 登校前に発生…………… 登校を見合わせ、学校からの指示があるまで**自宅待機**とします。
- (2) 登校中に発生…………… 通学班の班長の判断で帰宅した場合は、**自宅待機**とします。学校に登校した場合には、(3)の対応とします。
- (3) 登校後・授業中に発生…………… **保護者が迎えに来るまで学校で待機**させます。

テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等で情報を入手されましたら、**速やかにお迎え**をお願いします。なお、道路状況の悪化及び渋滞発生の可能性があるため、保護者の皆様には、**徒歩でのお迎え**をお願いします。

※ 停電等により、学校からのメール・電話等によるお迎え依頼連絡ができない場合があります。その場合も、上記の対応をお願いします。なお、園または中学校との合同の迎えは行いません。

2 愛知県全域、愛知県西部、西三河北西部、豊田市西部に**暴風警報**・**特別警報**発令時と、**益富中学校区に高齢者等避難※の発令時**

※土砂災害は益富中学校区に発令、河川の氾濫は古瀬間町に発令された場合の対応です。

- ①**午前6時00分**までに解除された場合 ⇒ 平常通り授業実施

②**午前6時00分以降**に解除された場合、または**午前6時00分以降**も解除されない場合 ⇒ **休校**

- ※ 児童が学校にいる間に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は、通学路の状況を把握した後、すみやかに下校させます。
- ※ 緊急時のお迎えで駐車場が運動場になる場合、**東門から入り、正門（西門）から出る一方通行**へのご協力をお願いします。（学校メールでお知らせします。）
- ※ 「高齢者等避難」の発令を待たずに「避難指示」が発令された場合も上記の取扱いに準じます。
- ※ 放課後児童クラブについては、クラブからの指示に従ってください。
（原則として、警報発令時に学校が休校となる場合及び下校する場合は、放課後児童クラブも実施しません。）

【問い合わせ先】 教頭 後藤 朋美 電話 80-0593

風水害時についての補足説明を裏面に掲載しています。

風水害に関わる補足説明

(1) 雨・風

①「暴風警報」「特別警報」

○午前6時までに警報が解除されなかった場合は、休校とします。

○児童在校時に発令された場合、通学路の状況を把握したのち、速やかに下校させます。

②「大雨警報」「洪水警報」

○休校ではありません。ただし、状況によっては、休校または時間を遅らせての登校とすることがあります。その場合には、学校メール等でお知らせします。朝7時30分頃までに学校メールによる連絡がない場合は、通常登校とお考えください。

※警報の有無にかかわらず、児童在校中に豪雨や雷鳴が確認もしくは心配され、「下校が困難」または「悪化する前に下校させたほうが安全」と判断したときは、下校時刻を急遽変更することがあります。通常時刻から20分以上の差が生じそうなときは、**学校メール等**でお知らせします。

※緊急時のお迎えで駐車場が運動場になる場合、**東門から入り、正門（西門）から出る一方通行**へのご協力をお願いします。（駐車場の指示については、学校メールでお知らせします。）

(2) 土砂災害、河川の氾濫

①「高齢者等避難」「避難指示」

土砂災害の場合…… 市から、「中学校区単位」で発令されます。

益富中学校区に対して発令され、午前6時までに解除されなかった場合は、休校となります。

河川の氾濫の場合… 市から、「町名単位」で発令されます。

河川氾濫地区として、古瀬間町に対して発令された場合、本校は休校となり、益富中学校も休校となります。

※ 市内の別の中学校区に対して発令されていても、本校が休校とはなりません。

②「警戒レベル」について

豊田市では、風水害・土砂災害の危険度と市民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け警戒レベル3～5を付して避難情報を発信するようにしています。詳しくは、豊田市ホームページなどでご確認ください。

○「高齢者等避難」発令時は警戒レベル3以上です。

○「避難指示」発令時は警戒レベル4以上です。

※「勧告」は廃止されました。「指示」で必ず避難となります。